

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

令和5年春闘の結果は、ほぼ30年ぶりの高水準での賃上げ率となったものの、実質賃金は急激な物価上昇に追いつかずマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造上の課題やデフレ経済などもあいまって不安定雇用や格差が拡大し、最低賃金に近い額で働く者の生活はより厳しい状況が続いていることから、経済や物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠です。賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価上昇に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引の適正化が急務となっています。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加と、パート労働者・契約社員・派遣社員などの雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働などの問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化と、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げとその早期発効は重要な政策です。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請します。

記

- 1 福島県最低賃金が、早期に1,000円に到達するよう引上げを行うこと。特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済や物価上

昇に見合った賃上げが喫緊の課題となっている現状を踏まえるとともに、政府の新しい資本主義実現会議において、2030年代半ばまでに最低賃金の全国加重平均が1,500円となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。

2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金の引上げ原資の確保を含めた、適切な価格転嫁による適正な価格設定を行えるよう、また、それらのサプライチェーン全体での定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実・強化を図ること。

3 最低賃金の引上げについては、賃金の多寡と人口移動の相関関係が示されていることから、労働力確保や人口流出抑制等についても多様な政策誘導として取り組むこと。

4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年3月18日

会津若松市議会議長 清川雅史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋